一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
Type Ⅱ Financial Instruments Firms Association

平成26年３月

1. 第二種金融商品取引業協会の概要について

・本協会は、金融商品取引法第78条に基づき内閣総理大臣から認定を受けた、自主規制機関（認定金融商品取引業協会）です。

名　称：一般社団法人　第二種金融商品取引業協会
設　立：平成22年11月1日
所在地：東京都中央区日本橋茅場町1-5-8（東京証券会館6階）
代表者：稲　野　和　利
目　的：正会員の行う第二種金融商品取引業を公正かつ円滑にし、並びに第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護に資すること（注）。
会　員：正会員33社（第二種業者31社、登録金融機関3行）、賛助会員1社、後援会員7団体（平成26年3月1日現在）

（注）本協会は、第二種金融商品取引業のうち、①匿名組合契約などのいわゆるファンドの募集又は私募、②信託受益権又は匿名組合契約などのみなし有価証券関連業に関する自主規制と業界の健全な発展の役割を担っています。

○金融商品取引業の種別と自主規制機関、FINMACとの関係

<table>
<tr><th>業の種別</th><th>自主規制機関
（自主規制、調査、指導勧告など）</th><th>苦情解決
あっせん</th></tr>
<tr><td>有価証券関連業（第1種）</td><td rowspan="2">日本証券業協会</td><td rowspan="9">FINMAC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">店頭デリバティブ（第1種）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金融先物取引業協会</td></tr>
<tr><td>市場デリバティブ（第2種）</td></tr>
<tr><td>ファンドの募集・私募（第2種）</td><td rowspan="2">第二種金融商品取引業協会</td></tr>
<tr><td>みなし有価証券関連業（第2種）</td></tr>
<tr><td>投資信託委託業（投資運用）</td><td>投資信託協会</td></tr>
<tr><td>投資一任業（投資運用）</td><td rowspan="3">日本投資顧問業協会</td></tr>
<tr><td>投資助言業（助言）</td></tr>
<tr><td>投資一任契約・助言契約の
代理・媒介業（助言）</td></tr>
</table>

2. 本協会の主な業務について（正会員に対する様々なサポート）

①研修制度の実施、金融庁等との意見交換

・正会員のニーズに応じて、コンプライアンス、利益相反、反社会的勢力の排除、社内体制・態勢の整備などの研修を実施しています。また、金融庁等との意見交換も行います。今後は、匿名組合契約書、契約締結前交付書面等の書式や法定帳簿・社内諸規程整備などの研修を実施します。

②「第二種金融商品取引業に関する実務必携」の作成・配付

・第二種金融商品取引業に特化した実務必携（テキスト）を作成し、正会員に配付しております。法令の内容確認の際にお役立てください。

③「自己点検報告書」制度の実施

・金融商品取引法及び関係政府令、監督指針、自主規制規則（注）などが遵守されているか、「自己点検報告書」を実施することで確認できます。

（注）現在、本協会では、広告等、投資勧誘・顧客管理、内部管理、反社会的勢力排除、個人情報保護、などの自主規制規則を設けております。

④コンプライアンス相談室、税務相談室

・ファンドビジネスを行ううえで、法令面・税務面で、外部の専門家（弁護士及び税理士）のアドバイスを無料（コンプライアンス相談室は3回まで無料）で受けることができます。

⑤FINMAC（証券・金融商品あっせん相談センター）の利用

・お客様からの正会員に対する相談・苦情・あっせんについて、本協会を通じてFINMACを利用できます。正会員は、FINMACへの個別利用登録料（年間10万円）が不要となります。

⑥反社会的勢力排除に対する支援

・正会員が行う反社会的勢力排除の取組みを支援するため、取引を行う際に正会員からの個別照会に対応します。

⑦正会員への情報発信

・行政当局から得られた情報等、とりわけ法令改正等の重要な情報等やその他情報（最近ではFATCA関係）を、迅速に正会員に発信します。

⑧行政当局等への要望の取りまとめ

・第二種金融商品取引業に関する規制改革や税制などの要望を取りまとめ、行政当局に働きかけを行います。

⑨「投資型クラウドファンディング」に対応する自主規制規則等の整備

・「投資型クラウドファンディング」のビジネスが円滑かつ速やかに実施できるよう、今後、各種書式の準備や研修、自主規制規則の整備を行います。

3. 本協会の正会員について

①本協会の正会員の概要は、下表のとおりです（注1）。
正会員となることで、金融商品取引法上、営業所に掲示する「標識」や「契約締結前交付書面」に加入協会として本協会の名称を記載できることとなります。

入会金	100万円（注2）
年会費	50万円（注2）
自主規制規則の適用	あ　り（注3）
要件	第二種業者又は登録金融機関であって、理事会の承認を受けた者

（注1）正会員の他に、賛助会員及び後援会員があります。詳しくは、「入会申請に関するQ＆A」（後述）をご覧ください。
（注2）同一年度内であれば、分割払いが可能です。
（注3）自主規制規則は、協会HP（http://www.t2fifa.or.jp/teikan/index.html）に掲載しております。詳しくは、こちらをご覧ください。

②入会に関する以下の情報は、協会HP（http://www.t2fifa.or.jp）に掲載しております。詳しくは、こちらをご覧ください。また、ご質問があれば、事務局までお気軽にお問合せください。

・入会申請に関するQ＆A
・入会申請書類（一覧表、個別書類）
・入会申請書類の記載の仕方（一部書類に限ります）

4. 本協会への入会について

・金融審議会ワーキング・グループ報告（平成25年12月25日公表）では、第二種金融商品取引業者について、当局による規制・監督のみならず自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であり、自主規制機関への加入促進を図るための規制の整備を行うことが適当であると提言されております。

・現在、金融商品取引法の一部を改正する法律案が国会に提出されております。同法律案では、第二種金融商品取引業者について、本協会への加入を促すための手当てが盛り込まれています。

・本協会では、自主規制機関としての役割及び第二種金融商品取引の健全な発展のため、引き続き、正会員の様々なニーズの把握に努め、業務を行って参ります。是非、本協会への入会をご検討ください。

〇ご質問などありましたら、事務局まで、お気軽にお問合せください。

（電　話）03-3667-2461
（E-mail）jimukyoku@t2fifa.or.jp